

**入札監理小委員会における審議結果報告**  
 (独) 国立特別支援教育総合研究所  
 「情報基盤システムサービス(電子計算機システム一式)」について

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の「情報基盤システムサービス(電子計算機システム一式)」について、当該民間競争入札実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

## 1. 事業の概要

### (1) 事業の概要

障害のある子どもの教育に関する研究活動や、研修事業、教育相談事業等の業務を遂行するために、研究所職員や研修員に向け、メール・ファイル・アプリケーション等のサービス統合した電子計算機システムを用いてサービスを提供している。

本事業は、このシステムを構築・保守・運用支援する事業であり、システム運用は、当研究所の職員が行っている。今期においては、「クラウドバイデフォルト」の方針や、「働き方改革」に鑑み、システム全体はクラウド構成を原則とし、現在の電子計算機システムを更改(物品調達からサービス調達へ)するものである。

#### ・市場化テスト2期目

第1期	平成28年12月～令和2年11月(4年間)
(延長)	令和2年12月～令和4年11月(2年間) 随意契約
(不落のため再延長)	令和4年12月～令和5年11月(1年間) 随意契約
第2期	令和5年12月～令和10年11月(5年間)

### (2) 選定の経緯

平成24年度、独立行政法人に対し、行政情報ネットワークシステムの関連業務について、市場化テストの一斉導入が求められ、同年、公共サービス改革基本方針において自主選定されたものである。

第1期の評価、及び、近年のシステム調達方針を踏まえ、第1期で構築したシステムを随意契約で一旦事業延長し、クラウド化するための検討・準備期間を設け、令和4年1月に入札公告を行ったが、不落のため、再度随意契約で1年間事業延長している。

## 2. 入札結果報告の審議、およびベンダーからの聴取事項を踏まえた対応

### 【論点1】

#### (1) 入札結果報告の審議

- (下記に関し) 状況の変化に対応できる契約条件を検討すべきではないか。

(2) ベンダーからの聴取事項

- 半導体の供給不足により、納期が保証できない。

【対応1】

- ・納期に関する項目を設け、外的要因による納期遅延への対応（代替策の提案、実施等）を明記した。（【資料1-2】P34～35/130）

【論点2】 ベンダーからの聴取事項

2-1 調達期間

- ・提案書作成期間が短く、提案できる段階に至らなかった。
- ・新規参入ベンダーはデータ移行に係る事前調査に時間を要するため、開発・構築期間が短く、納期が保証できない。

2-2 要求レベルが必要以上に高すぎる。

【対応2-1】

- 入札スケジュールの見直しを行い、外的要因への対応を明確化した。
- ・全体的なスケジュールを1か月以上前倒して、応札への準備期間や半導体不足による納期遅れへの時間的な余裕を確保した。（【資料1-2】P7/130）

【対応2-2】

- 調達範囲・仕様の見直しを行い、要件定義書をゼロベースで改訂した。
- ・業務内容がシステム開発以外の要件の一部について、別途調達、要求内容の削除/見直し/明確化を行った。

3. 実施要項（案）の審議結果について

【指摘事項1】ハウジングの明記、明確化

ハウジングという記載があるが、冒頭でクラウド・バイ・デフォルトの話が出ているため、誰から見たハウジングなのかわかりにくい。

【回答1】

政府の「クラウド・バイ・デフォルト」の原則を踏まえて、ベンダーの提供するハウジングを導入することを明示的に記載した。（【資料1-2】P30, 31/130）

【指摘事項2】Microsoft365を別調達することの明確化

別途調達するMicrosoft 365を誰が調達するのか明記した方が良い。

【回答2】

調達範囲の記述になお書きで、「要求仕様書案で利用することとされているMicrosoft365は本調達の範囲外であり、本研究所において、別途調達することとする。」ことを記載。（【資料1-2】P33/130）

【指摘事項3】総合評価方式の技術点の見直し

加点項目について、事業者側では、費用対効果とすると最低限のスペックを要求しているのか分からない。また、項目によって、セキュリティ、保守など何を優先したいのかも分からない。このため、基準を見直すか、最低限必要なものがあれば基礎点を増やすなど、実施者がどういう調達を希望するのか主旨を見直して書くのがよいと考える。

**【回答3】**

- (1) 別紙2「提案書評価項目一覧表（加点点）」（【資料1-2】P107～113/130）における技術点の評価基準の記載について、価格面での評価と混同されないよう「費用対効果」の記載を削除。また、技術水準の評価であることを明らかにするため、提案書に記載すべき技術的要件を明確に示した上で提供するサービスの具体的な内容について提案を求めることとし、技術面における優れた提案に対して加点が行われることがわかるように見直した。更に、評価を円滑に行うため、技術的な要求内容の類似した評価項目の見直しを行い、40項目から31項目に統合した。（【資料1-2】P107～113/130）
- (2) (1)に伴い、要件定義書案「3.5.3. 安定した無線LAN環境の提供及び無線AP管理の省力化」を削除し、「3.2.3. 無線LAN整備」に統合した。  
(【資料1-2】P64～66, 75/130)

**4. 意見招請の対応について**

令和4年9月30日から令和4年10月20日まで意見招請を行った結果、3者から147件の意見等が寄せられ、システム要件の緩和、仕様の具体化、および仕様の見直しに関し、計120件について実施要項（案）の修正を行った。（【資料1-2】）

以上